３階直結給水実施要綱

平成　８年２月　１日施行

平成１０年４月　１日改正

１．目的　・建築法改正により木造３階建ての規制が緩和された

　　　・厚生省「ふれっしゅ水道計画」で５階の直結給水提唱

　　　　　以上を踏まえ従来の受水槽給水から直結式への変換により水質の向上と受益

者の維持管理面での経費節減を図ることを目的とする。

２．許可基準

３階直結給水の許可基準は、この要綱に定めるほか、長井市水道事業給水条例、同施行規則、給水装置工事施工基準による。

1. 事前協議制

申請→調査→回答　設計段階に実施

* 1. ３階直結給水の可否は、建築物の配置に重大な影響を与えるので設計段階で事前協議をすること。
	2. 申請書類　給水装置設計書（位置図、立面図、平面図）　水理計算書

　　　　　その他必要とする書類　別に定める。

1. 適用範囲
	1. 最小計画動水0.3MPa（≒3kgf/㎠）以上の地域
	2. 新建築物であること。既存の建物不可但し基準に適合する配管替えすれば承認する。
	3. 分岐対象　配水管φ５０ｍｍ以上。但しφ５０ｍｍの場合は、管網を形成していること。
	4. 対象建物　専用住宅　店舗併用住宅　共同住宅　事務所

　３階最高位給水栓の高さ　道路面から概ね８ｍ。

* 1. 適用除外　下記場合は、受水槽方式とする。

イ　設計水圧で申し込み者の必要とする水量水圧が末端の給水装置まで得られ

ない場合。

　　　　ロ　医院、理容、美容、食堂、旅館等で、直結式に適合しないと判断した場合。

　　　　ハ　逆流により配水管の水質悪化の恐れがある場合。

　　　　二　配水管の供給能力を超える給水量を必要とする場合。

　　　　ホ　その他、基準に適合しないと判断した場合。

1. 設計条件
	1. 設計水圧　隣接建物の給水管水圧測定値（0.3MPa（≒3kgf/㎤））以上

　設計水圧から総損失水頭と高低差の損失の合計を差し引き、水圧の必要な器具（湯沸器等）の最低作動圧0.05MPa（≒0.5kgf/㎤）以上が確保されていること。水理計算は、瞬間最大流量を１栓１２ℓ／minとするほか、一般の給水装置工事申込の方法に準じる。

* 1. 給水管口径及び設置器具

　 イ　分水～メーター口径、及び３階への立ち上がり箇所まで口径φ２０ｍｍ以上

とすること。

　　　　ロ　３階への立ち上がり　口径φ２５ｍｍ以上とすること。（共同住宅の場合

１世帯に１配管）

　　　　ハ　メーター１次側に逆止弁を設置すること。

　　　　二　各階ごと立ち上がりを別にし、基部に水抜栓を設置すること。